

総務経済常任委員会会議記録（概要）

平成29年2月28日（火）

開 会（午前9時0分）

**【議 事】**

○議案第1号「平成28年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」当委員  
会所管部分（議会事務局所管部分）

**【補足説明】** な し

**【質 疑】** な し

**【意見・採決保留】**

休 憩（午前9時2分）

（説明員交代）

再 開（午前9時3分）

○議案第8号「所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

桑島委員

医学又は歯学の専門知識者とはどういった定義か。

市川職員課長

医療系技官などが想定されておりまして、本市の場合ですと医師での採用となっておりますので、1号の区分が該当者ということでございます。

桑島委員

想定していないのであれば、初めから入れなければよいのではないか。

市川職員課長

今現在は、該当がないということであります。

桑島委員

国の制度もよくわからないのだが、医療系技官とは何か。

市川職員課長

医学博士などの資格を持って、国で言うところの技官、本市においては技術職員として採用されるという想定でございます。

桑島委員

要するに、医学博士は持っているがメディカルドクターは持っていない人のことか。

市川職員課長 通常は、医師なり歯科医師の免許を有する者を行政職として採用する場合ということでございます。医療職の給料表適用ではなく、行政職給料表ということですので、職種とすると医療系技官という位置づけです。

桑島委員 医師免許は持っているのに、行政職適用だということになるのか。

市川職員課長 そのとおりです。

桑島委員 全く想定できない。保健所でもやるのであれば多分あると思うが、保健所の所長などはこれに当たるということか。

市川職員課長 本市では保健所を設置しておりませんので、その点については申し上げられないのですが、保健医療関係の制度づくりに特命で携わる場合ですと、医師の資格があつて、なおかつ行政職として働いていただく必要があるというような想定をしております。

桑島委員 これは入れなければならないのか。想定のないものを入れても意味がないのではないか。

市川職員課長 想定としますと今申し上げたとおりでして、現に配置はしていない状況

でございますが、制度としては置いてあるという状況でございます。

桑島委員

ほかの市でも人勧準拠のところでは変えたと思うが、県内の所沢市と同規模の川越市や越谷市でもこの項目は入れているのか。

市川職員課長

県内では、さいたま市や川越市では、今回人勧に準拠して改定されると聞いております。

**【質疑終結】**

**【意見】** な し

**【採決】**

議案第8号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第1号「平成28年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」当委員会所管部分（総務部、選挙管理委員会事務局所管部分）

【補足説明】なし

【質 疑】

桑島委員

定期健康診断委託料減について説明願いたい。

市川職員課長

定期健康診断委託料につきましては、職員の定期健康診断に係る委託料でございます。委託先は市民医療センターでございますが、こちらにつきましては当初見込んだ人数ほどの受診者がいなかったために、その差額を減額をお願いしているものでございます。

桑島委員

そのあたりをどのように分析しているか。

市川職員課長

割合としますと、全体の職員の受診対象者ということになりますけれども、93%を超えて市民医療センターで受けているという状況はあります。残りの7%足らずの職員が受けていないということですが、その主な理由としましては、最近ですと脳ドックを受ける方がふえてきていて、脳ドックと併診で受けるということになると、どうしても脳ドックは市民医療センターにメニューとしてございませんので、ほかの医療機関と一緒に人間ドックも受けてしまう方がいらっしゃる、今後導入されると伺っ

ておりますが、内視鏡の検査が受診できなかつたり、あるいは御自身の中で持病をお持ちだったり、何か大病をして手術などをしたところの経過観察的に特定の医療機関で受診されているという方も中にはいらっしゃると思います。主にはそういったところかと思いますが、あとは人それぞれ職員の選択ということになってまいりますが、以上のような状況だと分析しております。

桑島委員

結局、市民医療センターで受けない人に関しては、定期健康診断の委託料は払わないという理解で、自費で受けているということか。

市川職員課長

そのとおりでございます。

桑島委員

西部消防組合負担金追加について説明願いたい。

須田危機管理  
担当参事

こちらについては派遣職員になりますけれども、当初予算ですと主査職の職員の給与と計算しておりまして、現在派遣されている職員が副主幹級になります。その差額が主な原因でございます。

秋田委員

消防団員の退職報償金とあるが、何人ぐらい退職したのか。

須田危機管理 担当参事	平成28年度につきましては、17人でございます。
秋田委員	これは前年度と比べて増減はあるか。
須田危機管理 担当参事	今手持ち資料がございませんので、後ほどお答えいたします。
島田委員	関連して、退職報償金は年数や金額など、どのように支給されるのか。
須田危機管理 担当参事	規定としては5年以上の者から支給されます。階級別に5年以上から10年未満、10年以上から15年未満などと5年きざみでそれぞれ金額が変わってくるもので、本人に支給されます。
島田委員	支払われる金額はどのぐらいか。
須田危機管理 担当参事	平成28年度は、継続20年以上の分団長が51万3,000円で3人、勤続15年以上の分団長が41万3,000円で2人、勤続20年以上の部長・班長が43万8,000円で3人、勤続15年以上の部長・班長が35万8,000円で1人、勤続25年以上の団員が51万9,000円で1人、勤続10年以上の団員が26万4,000円で3人、勤続5年以

上の団員が20万円で4人でございます。

秋田委員

平成28年度は各10個分団で定員に足りていたか。

須田危機管理

第8分団で1人減でした。

担当参事

休 憩 (午前9時19分)

再 開 (午前9時20分)

須田危機管理

先ほど秋田委員から御質問の報償金、昨年度の比較でございますが、平

担当参事

成27年度は170万5,000円の差がございます。今年のほうが少ないです。

秋田委員

平成27年度のやめた人数については、いかがか。

須田危機管理

そちらについては資料がございません。

担当参事

**【質疑終結】**

**【意見・採決保留】**



休 憩 (午前9時21分)

(説明員交代)

再 開 (午前9時22分)

○議案第1号「平成28年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」当委員会所管部分（経営企画部所管部分）

【補足説明】なし

【質 疑】

桑島委員

東西連絡道路整備事業については、結局繰越でいくことになってしまっただが、昨日も議論があったようだが、当初基地対策協議会で示された東西連絡道路の費用の概算があった。最初、当時の関東防衛施設局から出したものについて、高いのではということで安くするようお願いした経緯があったと思う。その額に比べてどんどん膨らんでいるようだが、そのときの額と、現状で今回の補正も繰越を含めて、当初予定額に比べてどのぐらい多くなっているのか。

内野企画総務課長

当初、平成23年の返還合意される前のときは4億数千万円でしたが、現在のところ市の負担分としては、機能補償部分につきましては、東西連絡道路部分を抜きますと13億円程度になっております。

桑島委員

あれだけ頑張って安くした割に、どんどん膨らんでいっている。本来は土地の汚染の洗浄義務は譲渡する前の持ち主側にあるが、それも全て所沢市で洗浄費用まで賄うようになっている。これについて改めて説明願いたい。

内野企画総務課長 東西連絡道路部分の返還に当たっては、市と国で負担区分を分けて事業が進められてきた経緯がございます。その中で、市の負担分については市が全てやる、国の負担分については国がやるということで、汚染土壤が出た場合には、負担区分に合わせて市が処理するという形になっております。

桑島委員 東西連絡道路の土地は米軍管理下となるが、もともと国が所有している。この土地は国から買うのか、借りるのか。

内野企画総務課長 無償で譲与という形です。

桑島委員 こうしていると、総事業費の13億円もさらに超えるのではないかと。

内野企画総務課長 現時点ではわからない部分もございますけれども、汚染土壤の部分がプラスアルファになるかと思っております。

桑島委員 不発弾のようなものが出てきたことあったが、こうしたものの処理費用も市で負担したのか。

内野企画総務  
課長

基地内で10月に出たときは、国の工事でした。

桑島委員

市の東西連絡道路の部分には、こうした不発弾の心配はないか。

内野企画総務  
課長

現状ではまだわかっておりません。

荒川委員

関連して、東西連絡道路予定地の工事は、返還から150日前でなければできないことになっているか。

内野企画総務  
課長

工事ではなくボーリング調査、土壌調査でございます。

荒川委員

ボーリング調査は工事の前にやらなければならないので、結局工事もそれ以降になるということか。

内野企画総務  
課長

本体部分につきましてはそのとおりです。

荒川委員

ボーリング調査の結果が出てから工事ということは、それを含めて15

0日のできるのか。

内野企画総務  
課長

全体の工程から考えますと、150日では難しい部分もございますので、現在国と米軍と調整させていただいて、なるべく早期にボーリング調査又は工事に取りかかれるように、鋭意努力をしているところでございます。

桑島委員

関連して、現在当市の基地対策担当者は、国は北関東防衛局と、また横田基地の米軍ともきちんと直接話をできているのか。

内野企画総務  
課長

北関東防衛局と合わせて現地米軍である横田基地の部隊とも接触をしております。

**【質疑終結】**

**【意見・採決保留】**

休 憩（午前9時31分）

（説明員交代）

再 開（午前9時34分）

○議案第1号「平成28年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」当委員会所管部分（産業経済部所管部分）

**【補足説明】**

村松産業経済  
部長

議案の関係で一言お詫び申し上げます。今回、埼玉県ふるさと雇用再生基金事業の平成22年度、23年度分の補助金の一部を返還する事態となりましたことを、当時の担当課長として大変申し訳なく思っております。深く反省いたしますとともに、今後このようなことが二度と起こらないよう、産業経済部はもとより総務部等と連携をしながら、組織を挙げて再発防止に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

**【質 疑】**

福原委員

中小企業借入資金利子補給事業について、これはいつから始まった事業か。

青木産業振興  
課長

現行の中小企業借入資金利子補給金交付要綱につきましては、平成4年に制定されたものでございますが、利子補給については、昭和40年代から実施しております。

福原委員

当初見込みの対象事業者数95人の積算根拠を伺いたい。

青木産業振興

当初の見込みですが、事業所向けの利子補給が60件、設備投資の利子

課長	補給が35件です。
福原委員	内訳はわかったが、その数になった理由を示していただきたい。
青木産業振興 課長	平成27年度の実績等を勘案しまして、この人数と金額を見込みました。
福原委員	平成19年度から見て、景気は上向いてきているのか、それとも横ばいなのか分析を伺いたい。
青木産業振興 課長	事業所向けの融資は年々減少しておりますが、平成26年から埼玉県の設定投資融資、また、平成27年度から日本政策金融公庫の設定投資融資を利用された事業者に対する利子補給を始めた関係で、その設備投資の分がふえてきているというのが現状です。
福原委員	実際に使われる方の声、使い勝手やこうして欲しいといった要望というのは聞こえているのか。
青木産業振興 課長	設備投資の融資ですが、県と金融公庫の利子補給分については商工会議所が窓口になっております。市でも別メニューで受けられる制度がありますが、直接はそういった声は伺っておりません。

福原委員

商工会議所との意見交換の機会は設けているか。

青木産業振興  
課長

商工会議所とは定期的に情報共有の場を設けており、商工会議所で受け付けております設備投資の融資につきましては年々ふえておりますので、こちらとしてもそれに対応できるようにしていきたいと考えております。

福原委員

来年度の予算も増額となっているが、これからも中小企業に対して手厚い対応をしていく考えか確認したい。

青木産業振興  
課長

設備投資利子補給金については、5年間利子補給を受けられます。経済状況なども加味いたしますと、今後もふえていくという予測を立てております。今後についても、その見込みに基づいて対応してまいりたいと考えております。

荒川委員

埼玉県と日本政策金融公庫が制度を創設したということだが、今回のこの補助金は市独自のものか確認したい。

青木産業振興  
課長

埼玉県や日本政策金融公庫で行っている融資自体は独自のものですが、市としてはそれらの設備投資の融資を受けた方を対象として、市独自で利子補給を行っております。



桑島委員

埼玉県ふるさと雇用再生基金市町村事業費補助金返還金について、ミスは誰にでもあるしミスを責めているわけではない。なぜそれを市民の税金で負担しなければいけないのかよくわからないわけで、こういった場合における他市の対応は調べているのか。

柳田 商業観光  
課長

他市の事例につきましては県にも確認しておりまして、基本的には受託業者側が返還するような流れになっております。その理由といたしまして、実績報告上の計算間違い、もしくは2人採用していることになっていながら1人しか採用していなかったといった受託者側に瑕疵がある場合がほとんどですので、受託者側が直接委託を発注している市に返還するケースが多いということであります。

桑島委員

行政側に瑕疵がある場合には、請求権は発生しないという見解なのか。法律相談をされたと思うが、その相手先は誰か。

柳田 商業観光  
課長

法律相談につきましては、文書行政課の法曹資格を持っている職員に相談をいたしました。その内容としましては、委託契約の契約書、仕様書、並びに雇用に関する特記仕様書をもって所沢の観光魅力PR事業を業務委託したわけですが、その仕様の中に賞与についての社内規程等設けなければならないという事項等を記載しておりませんでした。委託先である埼

玉ブロンコスにつきましては、その仕様にのっとりまして契約どおり成果、実績を上げているというようなことでありますので、受託先に瑕疵がない部分について求償することは難しいとの回答をいただいたところで  
す。

桑島委員

ブロンコス側のボーナスの受給状況の確認はどのようにされたのか。

柳田商業観光  
課長

会計検査院の实地検査等でも行われていることですが、賞与等の支払い  
明細書並びに埼玉ブロンコスの預金通帳で確認しているところです。

桑島委員

賞与は何人にいくら支払われたのか。

柳田商業観光  
課長

平成22年度につきましては、2名の新規雇用者、それから既存の雇用  
者に対して、健康保険、厚生年金また業務委託に関わる消費税等を含めま  
して、124万7,803円お支払いいたしました。平成23年度につき  
ましては、122万7,075円お支払いいたしました。

桑島委員

そもそも賞与規程がないものをどのように分配したのか。この金額をそ  
れぞれにいくら払ったのか。

柳田商業観光

平成22年度につきましては、新規雇用者1名に対して77万円、残り

課長 の新規雇用者1名に対して14万円、既雇用者に対して14万円となっております。平成23年度につきましても同様となっております。

桑島委員 足し算しても105万円で、124万円にならないではないか。

柳田商業観光 課長 そのほかに、その賃金に関わる健康保険、厚生年金、雇用保険等が含まれてくることとなります。

桑島委員 新規雇用者について、なぜ1人が77万円でもう1人は14万円なのか。

柳田商業観光 課長 この観光PR事業につきましては、事業を進めていくに当たって、専門的な知識やマネジメント能力を持っていると判断され雇用契約が結ばれ、新規雇用となったものと伺っています。

桑島委員 77万円の賞与というのはかなり高いが、この新規雇用者は月給はいくらもらっていたのか。規程もないのに、なぜこんなに差をつけるのか。

柳田商業観光 課長 この77万円というのは2回に分けて支払われ、38万5,000円、38万5,000円の賞与でありました。

桑島委員

2人の新規雇用者のうち、77万円の方をAさんとして、14万円の方をBさんとする、Aさんに一体どれだけの専門性があるのか。この差について、合理的な説明をしていただきたい。

柳田商業観光  
課長

この雇用者につきましては、年齢や雇う前の実績等も含めて埼玉ブロンコスが雇用契約を結んで、PR事業の業務を行っていただきました。具体的には、プロバスケットボールリーグが始まるころでありましたので、各チームとの連絡ができるといった人物的なところがあって、こうした雇用の契約になったものと考えております。

桑島委員

既雇用者にも14万円支払っているが、新規雇用というこの制度の趣旨からして許されているのか。

柳田商業観光  
課長

新規雇用者を雇用するということが大前提となっておりまして、このふるさと雇用再生基金につきましては、新規雇用を生み出す事業を業務委託いたしまして、新規雇用者がいなければ既雇用者だけでやるということではできませんが、新規雇用者が雇用されて、かつその業務を遂行するために既雇用者がその業務に当たる部分については、認められるというものであります。

粕谷委員

そもそもブロンコスに社内規程がないのに賞与を払っているというこ

とに関して、どのように考えているのか。

柳田商業観光課長 賞与を払うことにつきましては何ら違法性があるものではありません。平成21年度、同事業におきましては、その賞与分につきましても認められてきました。また、社内規程を設けていないという部分につきましては、民間の事業者の単位で言いますと、10人未満の場合は社内の就業規則を作成する義務は基本的にはなく、社内規程を持っていない企業は中小を含め、ないわけではありません。併せて、賞与の支給につきましても、同様と考えております。

桑島委員 商業観光課が、この賞与配分を知ったのはいつか。

柳田商業観光課長 県には補助事業の実施計画書を出すことになっており、新規雇用者に対する単価や賞与が支払われることなども、その時点で計画としては示されております。

桑島委員 1点目として実施計画書を出す時点で、新規雇用者に年間これだけの月給とこれだけの賞与を支払うということを、全部金額を示して県に報告したのか。もし報告していたなら、県も責任がある。県はチェック項目でわからないと言うが、報告していたということであれば、県はそのことを認知していることになるので、県の責任は逃れられないわけだが、これがど

うなっているかというのが2点目。3点目は、77万円、14万円、14万円というこのボーナス配分を担当課が知ったのは会計検査院の検査時か。それとも、毎年賞与の支払い状況がどうなっているかチェックをしていたのか。

柳田商業観光  
課長

県には、年度ごとの決算報告を実績報告の中でしておりますので、新規雇用者の方にどういう賃金の払われ方がされたかという部分については、県は承知しているものと考えております。それから、金額の配分自体につきましては、最終的な金額として実績報告を受ける段階で、市の担当はわかるというようなことになると思います。

桑島委員

県に実績報告をする際、総額ベースで報告しているのか、それとも月給と賞与を分けて報告しているのか。2点目は、この賞与配分を知ったのは一体いつか。

柳田商業観光  
課長

県への報告につきましては、総額で報告しているわけではなく、基本報酬と特別賃金、保険料等につきましては健康保険、厚生年金、雇用保険をそれぞれ分けて報告しております。次に、担当がいつ知ったかということですが、緊急雇用の事業でありますので、特記仕様書にもありますが雇用契約を結ぶ際には、新規の方なのかどうかということが重要になってきますので、失業者であることを確認できるものや廃業届、雇用保険受給資格

者証等で新規雇用者に当たる方かどうか、新規雇用者と契約を結べたかどうか確認しなければならないので、その方と雇用契約を結ぶに当たりましては、基本給の金額的な確認はしてきたものと考えております。

桑島委員

今回、補助金の要綱の見逃しが原因と言っているが、そもそも1回出したものについて精査していないのではないか。毎年、どういう分配で出されているかを見たときに、1人が14万円で1人が77万円ということに違和感を感じなかったのか。普通チェックをする際、何でこんなに差がつくのか、賞与規程はどうなっているのか考え、賞与規程がないのに何でこんな配分をするのか疑問を抱くはずである。だから、チェックしていたのかということと、この賞与の配分についていつ知ったのか、はっきり教えてほしい。

柳田商業観光  
課長

賞与の配分については、雇用者の契約の中で金額に差があることは承知していたかと思います。最終的な金額については、おそらく実績報告のときであったと思いますが、委員のおっしゃるとおりそこに違和感を感じて、どういう賃金規程になっているのか調べるところまではしていなかったということでもあります。

桑島委員

もう1回確認するが、報告を出していることから、県はボーナスを出してその額まで知っていたのは間違いないですね。それで、何で県は責任

がないと言えて、そのことに対して市はボーナスを出していたことを知っていたのではないかと主張しなかったのか。

柳田商業観光課長 県と市におきましては、それぞれチェックするレベルも違いますし、県の立場からすると、賞与を出されているということは実績報告の中で承知はしているけれども、その中で出されている賞与については当然賃金規程に定められた賞与であるものと理解されているのではないかと考えます。

島田委員 77万円の方と14万円の方は、それぞれどんな仕事をしていたのか。

柳田商業観光課長 業務の中身につきましては、月報等月々の報告により当時確認してきたわけですが、専門的な仕事となりますと、交渉ごとであったりチームの遠征への帯同をするかしないかといったことがあったと聞いております。

島田委員 14万円の方についてはどうか。

柳田商業観光課長 どちらも事務の方ですが、いわゆる一般事務ということで基本給をブロンコス側で設定したということでもあります。

島田委員 77万円の賞与をもらって観光魅力PR事業まで行っていたわけだが、それに対する費用対効果について市はどのように考えているのか。



柳田商業観光  
課長

この方についてどれだけ費用対効果があったかということですが、市が業務を委託している内容につきましては、その仕様と業務を委託する目的が金額の中で把握されて、実績を上げてきたのかというところが一番のチェックする内容になってくるかと思います。そうした全体の業務委託の中で申し上げますと、ホームゲームでの観光、物産の紹介ですとか、アウェーゲームで全国各地に行かれたときの宣伝、PR活動ですとか、そうした業務自体の成果が上げられているというようなことは確認しており、その方が業務の中でどれだけ効果を上げたかという部分については、実績全体を見て判断したものであります。

粕谷委員

県と市でそれぞれチェックレベルが違うという答弁があったが、県に市から実績報告を上げる際に、ブロンコスの社内規程の類は添付していないのか。

柳田商業観光  
課長

そのとおりです。

島田委員

観光、物産の紹介ということだが、それについてきちんと費用対効果を把握して説明してもらわないと、なかなか市民の理解が得られないと思う。なぜならばこうした場合、他市では受託業者が返還するわけで、もし

返還を求めないということであるならば、この方はこれだけの効果があったと言えないと、市民は納得できない。そういう意味において、この77万円の方は実績全体ではなく、どれだけの経済的効果、働きをされたのか答えていただきたい。

柳田商業観光課長 その方が全体事業の中で、何%の働きをされたのか、金額的に効果を上げられたのかというお話ですが、この事業を実施するに当たっては、その金額に見合う働きをしていただいているものと考えております。

島田委員 特段細かい効果までは検証していなくて、市でPR事業をお願いし、それに携わってくれたので、それでよしとしたという感じか。

柳田商業観光課長 この新規雇用の方が、業務を委託した内容についてどれだけ個人で効果を上げたかということについては、その方の業務や時間ですとか、そういう動きというものはこちらに提出されておりますけれども、その動きが実際金額に見合う効果があったかという部分については、逆に申しますとその人がいなかったらできなかったかということも含めてですが、なかなか難しいものがあります。当時につきましては、株式会社埼玉ブロンコスに委託しており、4、5人の体制の中で受け持っていたわけでありまして、その中でその方がメインとなって受け持っている割合は大きなものであったと考えております。

秋田委員 実際には、ブロンコスには社内規程がなかったわけだが、社内規程がないよ  
うなところでも、この基金は出せたのか。

柳田商業観光 先ほども申し上げましたが、民間の事業者単位で言えば10人未満の場  
課長 合は、社内規程、就業規則の作成義務はないものとされています。また、  
委託先としてブロンコスを選んだことについては、プロバスケットボール  
チームとして全国へ遠征も行われる中で、市内外に広くPRしていくため  
に、観光魅力PR事業を業務委託することが最適であったと判断したもの  
です。

秋田委員 実際に交付金を出した当時、選手というのか社員というのかわからない  
が、何人で経営されていたのか。

柳田商業観光 平成22年度については、常勤役員が2人、従業員が5人で、23年度  
課長 についても同様であると伺っています。

秋田委員 現在の状況は、いかがか。

柳田商業観光 現在は、常勤役員が2人、従業員が3人という報告を受けています。  
課長

松崎委員	基金の補助対象となるもの、ならないものという質疑集がよく変わると いうことであったが、どのぐらいの頻度で変わり、いつ、どこから市に通 知されるのか。
柳田商業観光 課長	質疑集の改訂について、今回返還を行わなければならなくなった規定が 盛り込まれたのは、質疑集の第5版というものです。平成21年10月2 3日に改訂されたものですが、この近辺では10月の間に2度の変更がな されています。
松崎委員	頻繁に改訂されているとのことであるが、わかりやすいように書かれて いたのか。
柳田商業観光 課長	質疑集の改訂については、質疑集の中にアンダーラインが引かれ、この 部分に変更になったという形で通知されます。
松崎委員	相手の事業者に説明する機会もあったと思うが、お見せする機会があっ たのか。また、この資料は渡してもいいものなのか。
柳田商業観光 課長	質疑集自体を委託者側に渡したことはありません。また、お伝えすべき タイミング、変更についての指導については、毎年度契約をしますので、

その段階で伝えておかなければいけなかったと考えています。

荒川委員

先ほど賞与の77万円の話があった。雇用契約の段階でわかったとのことであったが、仕様書の中には入っていなかったのか。

柳田商業観光  
課長

金額については、仕様書には含まれていません。

荒川委員

こちらは総額で決め、詳細はブロンコスが決めてきたかと思うが、77万円の方というのは契約前はブロンコスの関係者ではなかったのか。

柳田商業観光  
課長

契約前はブロンコスの関係者ではなく、緊急雇用、新規雇用者であるべき要件には当てはまっていた方であるということです。

桑島委員

77万円の方は継続雇用に移行したのか。この政策の本当の眼目は、このように雇用した方が継続雇用に移行することである。終わったら辞めてしまうのであれば、事業の効果測定としては失敗である。この部分について確認したい。また、そもそもわからないのは、賞与の割合もわかっておらず年棒ベースで議論をしているようであるが、最初の話では賞与も出せると言いつつも、本来、賞与をなくして年棒を均等割して月給で支払えばこの問題は生じなかった。なぜ賞与を設けたのか。

柳田商業観光  
課長

継続しているかについては、改めて調べさせていただきたいと思いま  
す。賞与分を基本の本給に乗せて支払いが行われていれば問題がなかった  
ということについては、そのとおりかと思えます。

桑島委員

なぜ賞与を分けて出すという方式を選択したのか。話を聞いていると、  
総額ベースの議論しかしていない。なぜ賞与と本給を分けて支給すること  
が是認されたのか。民間企業においては、賞与は業績給に移行しつつある  
中、民間企業であるのに、また年棒制であればそれを各月に均等割すれば  
いいのに、なぜわざわざ業績にも関係のない賞与という形にしたのかがよ  
くわからない。雇用した人に対しては、年度当初にこれだけの額を支給す  
るということで年棒提示をしていたのか、それとも総額ベースで実は事業  
者が気まぐれで賞与をいじることができる仕組みだったのか。働きによっ  
て変えるということは考えられるが、どのような規定になっていたのか。  
規程はないと思うが、ないのであればなぜ賞与を分けたのか。

柳田商業観光  
課長

質疑集の中に、人件費に何が含まれるのかという問いがあり、そこでは  
賞与等の臨時的な支払いについても人件費に含むものとするという規定  
がなされています。そうしたことから、各受託会社の考えにのっとり賞  
与が支払われていて、かつそれが基金としても認められるものであったと  
考えています。

桑島委員

そうではなくて、なぜ最初の段階で賞与という形を認めたのか。賞与規程もないところなので、月割りでいいのではないか。先ほどから皆さんがおっしゃっているとおり、最初の計画書では年の支給額としている。まずは、その計画で進めるのではないのか。

柳田商業観光  
課長

この観光PR事業については、雇用のための事業を実施していくに当たり、補助金とは性格が異なり業務を行うものについて委託しているという性格上、当初の計画どおりに実施しなければならないというものではありません。

桑島委員

平成21年度のときに、ブロンコス側は77万円の方の月給はいくら、賞与はいくら、14万円の方の月給はいくら、賞与はいくらと言ってきたのか。先ほどの話では、最初から区別はなくということであったが、年間でそれぞれこの額を配分するという話をしたのか。

秋田委員

先ほどから聞いていると、同じ話が続き答弁がかみ合っていないので、休憩をとって整理していただきたい。

島田委員

先ほど質疑した委託事業についての効果、フィードバックはあるが、効果をどう判断しているのかということについても具体的にお答えいただ

いていない。どのような観光魅力PR事業をお願いし、どのような効果があり、これだけの金額を支払っているという効果の部分を確認してきているのかという部分も合わせてお願いしたい。

桑島委員

先ほどから言っているとおり、新規雇用から継続雇用に移ることがこの事業の最大の眼目である。それが最大の効果であるが、それもわからないということなので、しっかり調べていただきたい。それがないと先に進むことができない。

休 憩（午前10時30分）

再 開（午前11時5分）

青木委員長

再開いたします。先ほどの質疑に対しての答弁をお願いしたい。

柳田商業観光  
課長

雇用の継続でございますが、新規雇用者につきましては埼玉県ふるさと雇用再生基金事業実施基準によりますと、第9条に「委託先が、委託事業において雇用した労働者のうち、その2分の1以上を委託事業に係る契約期間終了後も継続して雇用すること」と定めがございます。平成22年度に新規雇用者2名を雇用いたしまして、自己都合で辞められた時期はそれぞれ違いますが、継続して雇用されているということについては確認をさせていただきます。次に、島田委員の質疑の中で実績の部分でござ



いますが、業務委託をしている中で、各ホームゲームやアウェーゲームでのPRブースの展示ですとか、観光情報誌、パンフレットの作成や地域開催のお祭りへの参加、バスケットボール教室の開催、商店街のフラッグの掲出、夢のかけ橋事業等、中学生の職業体験などを積極的に行うことも観光PR事業の一つの成果といたしまして、実績報告の中で報告を受けているところでございます。77万円の方が、その業務に対してどれだけの実績があったかという部分につきましては、細かな部分につかめておりませんが、この観光PR事業を行うに当たっては、主に3名でこうした事業を推進してきたわけございまして、この委託されている事業の中心として働いていただいたものと考えております。

桑島委員

平成21年度の段階を聞きたい。

柳田商業観光  
課長

平成21年度におきましても、埼玉県ふるさと雇用再生基金市町村補助事業実施計画書というものを提出しており、その項目の中に新規雇用者の特別貸金という貸金は記載をいたしまして、計画として県に提出しているものでございます。

桑島委員

特別貸金77万円に対して、この方の月給部分はいくらになるのか。

柳田商業観光

実際の貸金の額につきましては、計画の段階では全体で2名となっております。

課長

りますので、2名で特別賃金いくら、企画営業担当としましてそれぞれいくらということになっておりますので、計画の段階で一人の方が特別賃金いくらというようには定められておりません。結果、実績報告を受けた段階でいくらということがわかりまして、この基金の対象になるかならないかという部分につきましては、基金の対象になるものとして市からも実績報告をしているものでございます。

桑島委員

賞与部分は二人分まとめて計上されていて、月給部分についてはそれぞれ分かれて額が記載されていたのか。それぞれいくらだったのか。

柳田商業観光

分かれて記載されておまして、総額は350万円の方と315万円の方というような計画で出されております。

課長

桑島委員

市として、月給部分が350万円でボーナス77万円に対して、違和感を感じなかったのか。

柳田商業観光

一カ月分の給料が、Aさんにつきましては38万5,000円という雇用契約をされておまして、賞与については二カ月分ということで一カ月分の給料を1回の賞与と当てておまして、その賞与を2回支払っているという計算になっております。

課長

桑島委員

Bさんはなぜ低いのか。Bさんは一回につき4分の1カ月分だと思  
うが、この差は何か。

柳田商業観光  
課長

金額の差につきましては、その人材が持っている会社としての業務を遂  
行するための期待も含めまして雇用の契約を個々に結びますが、金額につ  
きましては基金の中で問題になるものではないところであります。

秋田委員

ちなみにAさんは総額いくら貰ったのか。

柳田商業観光  
課長

Aさんの平成22年度は624万8,902円で、健康保険、厚生年金、  
雇用保険等も含めた金額でございます。

秋田委員

Bさんの総額も教えていただきたい。

柳田商業観光  
課長

Bさんにつきましては、222万748円でございます。

秋田委員

既雇用者であるCさんは、いくらもらっていたのか。

柳田商業観光  
課長

既雇用者のCさんにつきましては、233万2,977円でございます。

桑島委員

Bさんは315万円の申請ではないのか。

柳田商業観光  
課長

計画段階ではそうした計画で申請をさせていただいて、最終的に業務委託でございますので、業務委託の実績を受けた中で、精算処理をいたしまして額の確定がされます。

桑島委員

350万円、315万円とっていたが、AさんをふやしBさんを減らして精算をしたということだが、平成22年度以降の枠組みを伺いたい。

柳田商業観光  
課長

今説明しました額につきましては、平成21年度ではなくて会計実地検査が行われました平成22年度の額でございます。平成23年度につきましては同じ条件で業務を委託しておりますので、厚生年金等の額の変動はございますが、同様の賞与の単価の額をお支払いしているものでございます。

桑島委員

平成23年度は平成22年度の精算結果を反映せずに、平成23年度も平成22年度と同じような条件にして支給したのか。

柳田商業観光  
課長

平成22年度の実績額を反映した計画にはなっておりませんで、同様の額で実施計画を提出しているものでございます。

桑島委員

平成22年度のある程度の状況、しかも石本議員の質疑の際に、毎月ちゃんと報告を受けているわけだから、当然ながら計画策定の段階では平成22年度の状況を把握していることになる。平成23年度に関しては、なぜ修正しなかったのか。面倒くさかったのか。

柳田商業観光  
課長

新規雇用者が規定の中では2人新規雇用をしておりますので、基準上2人のうち最低2分の1、1人は継続して雇用する必要がございます。もう1人については、自己都合も、さまざまな状況を含めて雇用を継続しないことも、一つの選択肢でございますので、そうした意味からも変わる可能性も含めての計画書の提出になっております。

桑島委員

実際にこのAさんとブロンコスとの間に雇用契約は結んでいるのか。平成23年度にはまたこの予算取りでやるにも関わらず、ブロンコス側が勝手にAさんと624万円の雇用契約を結んでいて、こういう計画を出すのは大問題だと思うが、いかがか。

柳田商業観光  
課長

雇用契約につきましては、3月31日までの契約になっているものでございます。

桑島委員

雇用契約を平成23年度に結んだときには、いつの段階で総額624万

円、Aさんとブロンコスの間で決まったのか。虚偽申請ではないのか。実態にそぐわないようなもので雇用契約書を確認して申請したのか。そこを確認しないでこれを出していることが、おかしいと思う。国に対して虚偽申請になるのではないか。

柳田商業観光  
課長

各個人に対しましては、埼玉ブロンコスと御本人によります契約社員としての雇用契約書を取り交わして給与の基本給等の取り決めをしているところでございます。

桑島委員

市はこの実績報告を受けて、普通はこういうようなものになれば、当然平成23年度に関しての雇用契約はこれが継続していくわけで、それを見たとするならば、そもそもこの配分の報告ですら実態に合わせて変えていくことが基本だと思うが、なぜ雇用契約を確認しなかったのか。Q&Aのチェックを平成22年度に怠ったということと同時に、実際は平成22年度から平成23年度のときにも、もう1回見直してチャンスがあった。今話を聞いていると、前年踏襲でやってしまいました。しかも、実績では624万円ももらっているのに、また平成23年度は350万円で申請しました。これでは、おかしいではないか。ちゃんと雇用契約書を確認して申請したのか。それとも、最初から実績になることがわかっていてやってしまったのか。これは論点としてはっきりしてもらわないと困る。市民がいい加減なことをやっていたら、市はそれを受けるのか。市民がやったと

きにはいろいろと文句を言って、今回のお金は市民から払わせることになる。市役所もこれからこのようにやっていいのか。

柳田 商業観光  
課長 実施計画を提出する段階においては、雇用契約の内容等は確認していない段階で事業としての計画を提出しているものと考えております。

島田委員 報告を受けているという話があったが、どのような形で報告されるのか。

柳田 商業観光  
課長 各月ごとの報告になっておりまして、行った場所、行った観光PRの業務の内容、それに基づく現場の写真と参加された人数等の報告をPRを行った事業ごとに全て提出いただいております。

青木委員長 返還金に関係のある質疑をしてください。

島田委員 それを受けて、どのような形で分析をされて今後の事業に活かしていったのか。

柳田 商業観光  
課長 業務の実績につきましては、各月ごとの業務の報告も受けておりますし、その後、年度末に実績報告という形でPR事業の事業報告をしていただいております。また、市内で行われるPR事業につきましては、直接職

員が赴いてどういうPRをされているのかという履行確認はしているところでございます。

秋田委員

先ほどの桑島委員の質疑の中で、市は雇用に関して書類を見ていないのか。雇用契約書を市の職員、当時の課長が平成23年度も平成22年度のままでもいいよとスルーしてしまったのか。雇用契約書は確認したのか。

柳田商業観光  
課長

委託契約に当たっては、業務委託の内容を仕様にいたしまして契約を行うわけでございますが、その際実績報告で雇用の契約状況、新規雇用者であるかどうかという確認をいたしまして、もし新規雇用者ではなかったということが判明した場合におきましては、その精算手続きによりまして業務委託の委託料の額を精算していくものと考えております。また、県に実績報告を提出する段階におきましては、県のチェックシートにおきまして雇用契約書を確認するものとなっております。

秋田委員

毎年度、ブロンコスとAさん、Bさんは契約しているのか。

柳田商業観光  
課長

そのとおりでございます。

島田委員

県に実績報告書を出しているとのことだが、毎月なのか。



柳田商業観光課長 毎月ではなく、事業終了後にチェックシートとともに県に実績報告書を出しているものです。

島田委員 県には返還金を求めないという話があったが、実績シートも出している  
ので、県もこれについて把握している部分もある。責任は県にもあるの  
ではないか。

柳田商業観光課長 県は、市が実績報告の中で支給されている賞与については、賃金規程に  
定められた賞与であると県は判断しているものと考えております。

島田委員 県は、特段チェックしないで受理するだけなのか。

粕谷委員 今の島田委員の質疑は、先ほど休憩前の話と同じではないか。

柳田商業観光課長 業務の完了、成果も含めて、県が全ての事業をチェックしているのかと  
言いますと、要綱なり基準が定められているところがございますので、そ  
の部分については市の責任においてチェックされているべきものという  
判断だと考えております。

荒川委員

平成22年度に契約をした際に、ブロンコス側が出してきたのが350万円と315万円だった。しかし、この実績報告書では、1人が624万円だったということがわかった。平成22年度の実績報告は、平成23年の何月頃に来るのか。

柳田商業観光  
課長

3月31日付けの提出になるかと思います。

荒川委員

平成23年度の契約は、何月に行うのか。

柳田商業観光  
課長

事業の実施につきましては、4月1日からの契約になります。業務委託の契約につきましても、4月1日の契約になります。

荒川委員

4月1日からということは、その前に契約をしているのではないのか。

柳田商業観光  
課長

4月1日付けの契約です。

荒川委員

4月1日に契約を結んだときにも、ブロンコス側が月給として出したのが350万円と315万円だったのか。

柳田商業観光課長 事業の実施計画書につきましては、ブロンコスが所沢市に提出したものではありませんで、所沢市が県に市町村補助事業実施計画書として提出しているものでございます。

荒川委員 先ほど、350万円と315万円で計画が出てきたという話があったから、ブロンコスからだと思ったが違うのか。

柳田商業観光課長 市が県に計画書を出しているものでございます。

荒川委員 3月31日に平成22年度についての624万円というのは、前日に見ていて、翌日に契約をする。3月31日時点ではわかっていたのではないのか。

柳田商業観光課長 その方を継続して雇用していくものかどうかを確認できていたかどうかについては、現段階では確認できないところでございます。

粕谷委員 4月1日といっても、実際に実績報告を出すのは3月31日ではないかと思う。当然、その辺のタイムラグはあるかと思うのだが、いかがか。

柳田商業観光 3月31日付けで実績報告等を提出し、さまざまな書類等、県のチェッ

課長 ク事項を一つひとつ確認していく作業がございますので、おっしゃるとおりでございます。

松崎委員 今の話にあったものは平成22年度からだが、平成21年度も賞与として支払っているかと思う。その方たちは、平成22年度と同じ方たちか。

柳田商業観光課長 平成21年度に新規で雇用した2人のうち、1人は辞められ、1人は継続しております。

松崎委員 継続した方の給与の実績について、21年度分は22年の3月が終わったときに出ていて、22年度も同額ぐらいなのか。

柳田商業観光課長 実際に比べますと同額ではございません。継続される方の給与の額を反映している計画にはなっておりません。

桑島委員 先ほどの質疑にもう一度答えてほしいのだが、23年度にAさん、Bさんを雇い、24年度はこのうちどちらかが残らなければならないというこ  
とで、結局どちらが残ったのか。

柳田商業観光課長 Aさんについては平成25年の6月までで、Bさんは平成24年の6月まででございます。

福原委員

事業概要調書を見てみると、今回の埼玉県ふるさと雇用再生基金市町村事業補助金返還金については、県が補助金を出して地域の雇用を担っていくということで平成21年度から始まった。平成21年度はそれでよかったのだけれども、22年度、23年度分については、どうやら一部補助対象とならない経費があったということがわかり今回返すということだが、なぜ21年度がよくて22年度、23年度がだめなのか。整理したいのだが、県が作成した質疑集の第5版で状況が変わってしまったということだが、変わっていたのだけれども、ブロンコス側としては22年度、23年度も21年度と同様でいいのではないかという判断で進めていったということによいのか。

柳田商業観光  
課長

ブロンコス側がいいと判断したわけではございませんで、業務委託をしておりますのは市ですので、市が21年度と同様の契約内容にってしまったということでございます。

福原委員

そうなる、あくまでも責任は市にあるという理解でよいか。

柳田商業観光  
課長

おっしゃるとおりでございます。

福原委員

先ほど、県に責任があるのではないかという質疑もあったし、県も市から報告が出ていて見ているはずだという質疑もあったが、市は県にそういったことがわかるような報告項目に漏れがあったのか。

柳田 商業観光

緊急雇用事業につきましてはさまざまな事業がございまして、その都度

課長

県との調整もしてきたところでございますけれども、県としては国の指示に基づく指示を各市町村にしているという状況であり、質疑集の第5版の改訂についても、修正した部分の通知をしているので、それをもって市町村への周知はしているという判断でございます。

福原委員

市としては報告すべきこと、できることは全てやっけて、悪意でやったわけではないと私は認識しているのですが、県にブロンコスからはこういう業務の実績があり、それを市で何か付け加えるなりして評価する中で、それを県に報告しているということだが、その内容についてこれは含めてはだめだとわかるような、そういう判断ができるような資料があったのか。さまざま議論されているが、県がこれを見れば質疑集にあるような賞与分が含まれているとわかる報告資料があったのかどうか。あったのであれば、それは県に責任があるのだろうが、なかったというのであればそれは県には判断ができなかつたらと思うので、その辺りについて聞きたい。

柳田 商業観光  
課長

賞与が支払われるということについては21年度もそうでしたが、問題があるということではございません。賞与が払われることをもって県が見過ごしたかどうかということについては、22年度以降は緩和策に合わせて賞与については社内規程に労働者に対する支給が義務付けられているものということが加わったので、県としては当然そうした規程に基づいた賞与であると考えているということでございます。

福原委員

県は、ブロンコスではそういう社内規程があって進めているはずだから問題ないというふうに思ったということか。

柳田 商業観光  
課長

市が業務委託をしている限り、そういうような判断があったというものでございます。

福原委員

市は県に報告するときに、ブロンコスに社内規程があったのかなかったのかということについて、認識していたのか。

柳田 商業観光  
課長

認識はございませんでした。

福原委員

そういうことであれば、全て市が被るしかないと思うが、返還の義務を市が負わなければならないと判断した大きな決め手をもう一度確認した

い。

柳田商業観光  
課長

賞与を払うことについては、平成21年度の事業について問題がございませんでしたので、その後、賃金規程なりを設けているという部分が加わった部分について、こちらで認識していなかったということですので、21年度と同様に同じ事業のもと契約を進めてきたというところに原因があると認識しております。

福原委員

過去に、このように県から補助金をもらって市が民間事業者に委託し進める中で、こうした確認ミスというようなことが原因となって、今回のように返還金が生じた事例はあったのか。

柳田商業観光  
課長

知り得る限りではなかったものと認識しております。

桑島委員

返還金の例だが、熊本県熊本市は熊本地震の罹災証明書の発行ミス、過大支給で7件406万円を被災者から返還されている。宮城県仙台市は医療費助成1,279件、計3,200万円の過払いで返還を求めています。部長に伺いたいが、これはどういう法的根拠に基づいて返還請求しているか知っていますか。



村松産業経済  
部長 今御指摘のあった返還の根拠については、大変申し訳ございませんがわかりかねます。

桑島委員 法律相談したということだが、これは全部民法第703条に基づいている。不当利得返還請求権があるんですよ。だから、数多くの事例があります。私が調べただけでも、たくさん出てきた。ふじみ野市でも国勢調査の調査員に過払いし、それも返還を求めている。中には応じない人もいるが、熊本市でも被災者に対して過払いがあったからお願いしますと返還を求め、応じてもらっている。宮城県でも東日本大震災被災者医療費免除制度で誤って二重支給し、それでもきちんと返還してもらっている。返還の例はいくらでもある。生活福祉の分野でもどんどんある。ミスがあるのは仕方のないことで、ミスをなくすのではなく、これは不当利得返還請求の権利があるんですよ。これは権利なのに、なぜブロンコスに請求しないのか。

村松産業経済  
部長 不当利得返還請求の例についてたくさん御例示いただきましたが、私どもが埼玉ブロンコスに支払いました委託料そのものについて、今回埼玉ブロンコスが受け取った部分が不当利得に当たるというふうには考えていないということがまずあります。先ほどから御指摘いただいております賞与の分ですが、賞与の金額の部分につきましては今回返還の問題は起きておりませんで、社内規程に記載がなかったものについても補助金の対象経費に含めていたことが問題とされております。従いまして、今回の事業に

つきましては、埼玉ブロンコスが当市の委託事業をきちんと行っているということから、委託料自体を支払うことには問題がないと考えているものでございます。そのため、ブロンコスが不当利得を受けたものとして不当利得返還請求をするという考えはございません。

桑島委員

不当利得には4条件ある。損失者に損失が生じたこと。これは現に生じつつある、市民の税金を皆さんの失敗で払うことになるので。そして、利得者が利益を得ている。本当はもらってはいけないお金をもらっているわけで、これは利得に当たる。それから、利得と損失の間に因果関係があること、これは皆さんが失敗しました、忘れましてということ。これは請求権というが、基本的にはお願いするしかないのだと思う。なぜなら監査請求されて行政訴訟を起こされたら、行政事件訴訟法第13条で請求されることになり、誰かが払うことになる。法治国家の日本において、これは市の税金では払えないのではないか。これは不当利得に当たらないか。私が調べたところによれば、裁判でそういう判例が出ている。皆さんのミスで生じたこの分については、申し訳ないが返してほしいとお願いするしかないのではないか。これについて、返還してほしいとお願いはしたのか。

村松産業経済  
部長

返還を求める話は行っておりません。なお、ブロンコスがもらってはいけないお金をもらったというような理解をしておりませんので、委託事業そのものについては、きちんと成果を得て支払ったものと考えておりま

す。

島田委員

県には責任を求めない、ブロンコスにも話をしていない。それで、なぜ返還金を市民の皆様にお願ひするというプロセスに至ったのか。

柳田商業観光  
課長

市が業務委託を行いました観光魅力PR事業においては、所沢の観光魅力を高めるための事業として、仕様に基づき埼玉ブロンコスに委託したものです。その結果、全国各地に観光PRの実績を上げられました。しかしながら、こういった事態に陥ったことについては、市が行うべき事業であった部分の金額が基金から出るはずであったわけですが、その基金の対象となくなつたということですので、市が行つた観光魅力を発信していく事業ととらえて、市費で対応をお願いしたいということです。

島田委員

なぜ市民の税金で払うということになつたのか。例えば、誰かが責任を負つて支払うという方法もあると思うが、そのような議論はなかつたのか。

柳田商業観光  
課長

返還金の求償について、県や埼玉ブロンコスに求めることを当然検討しました。しかし、県への求償や埼玉ブロンコスに契約上の関係の中で求めていくことも難しいということです。会計検査院の指摘は事実ですので、修正の実績報告をして、県から市に対して返還の請求がなされることにな

りますので、ここで返還金をお願いするものです。

荒川委員

県もだめ、ブロンコスもだめで、だったら市民に負担してもらおうという発想が理解できないが、どのような検討をしたのか。

村松産業経済  
部長

観光魅力PR事業は、雇用の確保と地域課題の解決という一石二鳥の事業で、市が必要性的を感じて埼玉ブロンコスに行った委託事業であるということが一つあります。市が委託した事業である以上、基本的には市がその費用を支払うものであると思います。今回、その財源としての県からの補助金が、一部対象にならなくなってしまったという意味では、この委託事業については、市が第一義的に負担していくと考えたものです。

荒川委員

そういうことなら、返還金247万5,000円ではなく、事業費がプラス247万5,000円必要だったという予算の出し方をすべきではないか。あくまでミス穴埋めなのではないか。

村松産業経済  
部長

市の不注意によるミスは、認めざるを得ないものと考えています。

桑島委員

職員の処分について質疑したいがよろしいか。

(委員了承)

休 憩 (午前11時59分)

再 開 (午後1時0分)

青木委員長

初めに、これまでの審査内容について整理したいので、協議会を開くこととしてよろしいですか。

(委員了承)

休 憩 (午後1時1分)

(休憩中に協議会を開催し、審査方法等について協議を行った。)

再 開 (午後1時10分)

○議案第1号「平成28年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」当委員会所管部分（危機管理課所管部分）

青木委員長

再開します。

危機管理課から先ほどの答弁漏れをお願いしたい。

須田危機管理

議案については、第1号の補正予算の74ページの下段でございます。

担当参事

消防団員、退職報償金の減でございますが、平成27年度の報償金を受けた人数はとのご質問でございますが、21名でございます。

秋田委員

退職金を受けた人数ではなくて、辞めた人数だが。

須田危機管理

退職者は、先程の21名と5年以内に退職した5名の計26名でございます。

担当参事

休 憩（午後1時5分）

（説明員交代）

再 開（午後1時13分）

○議案第1号「平成28年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」当委員会所管部分（産業経済部所管部分）

【質 疑】

桑島委員

今回、処分が決定したということで、2月24日に処分が発令されたが、議会前に議会の開会に合わせて処分したということか。

市川職員課長

文書注意につきましては2月24日ということですが、産業経済部から事実関係の話を伺いまして、その後検討いたしまして当日文書注意したということでございます。

桑島委員

文書注意の対象者について説明願いたい。

市川職員課長

平成22年度、平成23年度それぞれ当時の担当部次長と担当課長の4名でございます。

桑島委員

4名について詳しく説明願いたい。

市川職員課長

平成22年度の部長、次長、課長3名です。平成23年度については、部長が平成22年度の次長職ですので同一人物です。次長につきましては、すでに退職をしております。担当課長ということで、以上4名という

内訳でございます。

桑島委員

退職者は処分の対象ではないのではないかと。なぜ退職者に文書注意をしたのか。

市川職員課長

退職して一般職としての身分はなくなっておりますが、特別職ということで、4名とも職員であります。

桑島委員

今回処分をされてということだが、一般的な過払いの返還金が発生したときには、職員課として基本的には処分の対象なのか。

市川職員課長

一般論で処分の対象かということだと、難しいことがあります。事例ごとに判断ということでありまして、概ね過払い金の返還ですと文書注意であったり、戒告という範囲で行うことが想定されます。

桑島委員

処分の対象としては、補助金の過払いという位置づけなのか。

市川職員課長

今回は補助金が結果として返還になるということですが、職務上の過失としてとらえております。

桑島委員

職務上の過失として、記憶に残っているのはハナミズキだが、ハナミズ



キの場合は特別委員会中で議論した結果、基本的には職員の過失よりも、利害関係者が原因の過失だった。職員が押し切れなかった点はあるものの、原因は職員になかったというのが私の理解である。あのときは厳しい処分だった。今回は、部長からもミスであるという話があったように、明らかに職員のミスであるにも関わらず、文書注意という処分に関しては軽いものではないかと思うが、何を参考にしてやったのか。

市川職員課長

過去の事案では、懲戒になっているものもあります。今回は文書注意ではありますが、検討するに当たりまして、過去の事例や他市の事例も参考にしながら進めております。いくつかの団体に確認いたしましたところ、会計検査による補助金などの返還が生じた場合に、戒告という事例は見つからなかったこともあり、文書注意という判断をさせていただきました。

桑島委員

市民や市に240万円の損失を与える可能性があるが、その補償はどのように考えているのか。損失ではないのか。見合い相当分の減給処分がでると思っていた。功名に名を遂げた人に今さら文書注意をしたところで、何の効果があるのか。

出世にも影響しない、ボーナスに影響するのか。なせ、減給処分ではないのか。この処分が昇進あるいは、ボーナス査定にどのような影響を及ぼすのか。

市川職員課長

一点目のなにゆえに減給ではないかということですが、このような事案の対応は、どのような内容が相当するかという公平性があると思います。

過去の事例と比較しますと、果たして減給まですべきものなのかということがございます。また、他市の事例で戒告もなかったということもあり、考え方として、補填するために給与を減ずるとするのは職員の処分についての考え方として尺度が違うと思います。

二点目の今回の文書注意については、勤務成績には影響を及ぼすことになりしますので、人事評価に影響し、勤勉手当や昇給等に影響するということに繋がります。

桑島委員

文書注意は具体的にどのように影響するのか。ボーナスは下がるのか下がらないのか。

市川職員課長

一段階下がります。

桑島委員

一段階下がるといくら下がるのか。

市川職員課長

その職員の給与の額によりますので、一概には申し上げられません。

島田委員

議場での議案質疑に対する答弁の中で、今回の件は、非違行為には当たらないという話があったが、非違行為について御説明いただきたい。

市川職員課長

非法であったり違法であったりといった行為を非違行為と表現したものです。法にあらず、又は法に違反するという趣旨で、公務員などが公的又は私的に、法に従っていない、遵法できていない行為のことをいいます。

島田委員

難しい言葉であったので調べてみたが、懈怠行為が含まれるということであった。これは、実施すべき行為を行わずに放置すること、または権利を行使しないことを指す場合と、義務を履行しないことを指す場合があるということである。今回、非違行為に当たらないとおっしゃっているが、先ほどからの説明を聞く中で、質疑集についても認識しておらず、市としてもミスを認めている。これは懈怠に当たるのではないか。また地方公務員法第29条第2項を見ても、職務上の義務に反しまたは職務を怠った場合、ということで懲戒に関する規定がある。それを考えると、先ほどの話では、他市では今回のようなケースはそこまでいかないということであるが、そうではなく、やはり今回の件は非違行為に当たるのではないかと思うがいかがか。

市川職員課長

確かに事務の懈怠はあったと考えています。ただ、懲戒の対象となる非違行為ということでは、広く捉えるか狭く捉えるかということはあるかと思えます。懲戒の事案の判断に当たっては、国家公務員の懲戒処分の指針なども参考にしておりますが、その中では、事務上の誤りについては示さ

れておりません。今回は、懈怠はありましたが、事態を放置したというものともまた違うことから、懲戒には至らないと考えました。判断としては悩ましいところがあり、先ほどお話したとおり、過去の事例や他市事例を見ながら判断を行ったものです。

桑島委員

東京都多摩市においては、4,000万円の生活保護費の過支給で2人の職員が懲戒で、6カ月の停職となっている。今回の件では、懈怠の中でも継続性がないとおっしゃっているが、午前中の議論で、当然支給時の懈怠もあったが、そもそも実績報告のときにチェックする機会があったにもかかわらず懈怠行為があったということがわかった。それでもこの判断なのか。

市川職員課長

今回の事案では対象者は文書注意ということになっていますが、一般にこういった事案で懲戒の対象となるのは、まず行為者、今回の件では担当者になるかと思います。しかし、今回文書注意の対象となったのは課長や当時の部次長であり、監督責任を問うてのものと考えています。通常では行為者に一番重く、例えば行為者が懲戒になり、上司たる課長や部次長に監督責任を問うわけですから、行為者が重ければ監督責任も重くなり、場合によっては懲戒である戒告になったりといったこともあろうかと思いますが、そういったことでの差はあるかと思います。

桑島委員

今の話では、原因者である退職者に対し、求償権が発生するということか。処分をする、処分事実を認めるということは、退職した人であったとしても、市には損害賠償の求償権が発生するということによろしいか。監督責任だけ処罰して、行為者はおとがめなしはおかしい。

市川職員課長

対象者は既に退職しており、処分できないということはあるんですが、求償権の適用についてはこちらではお答えできません。

桑島委員

退職しようとするであろうと、行政事件訴訟法の中では、辞めた市長が何人も損害賠償請求をされている。裁判が提起されない限り求償権は発生しないのだが、そういったことがあるわけなので、今おっしゃった処分の理由であれば、監督責任を問うておいて、その実行当事者に関しても、何らかの損害賠償の求償権を市が持つことが確定したということを確認しておきたい。

島田委員

議場での議案質疑の中で、今回の件は失念であり、非違行為ではないという答弁があった。しかしこれを認めてしまうと、今後悪意がなければ何でも済まされてしまうと言っているのと同じであると思う。また一般職員が仕事にチャレンジするためだとおっしゃっていたが、それは確かにそう思うが、今回こういったことが起きたときに責任を取るのには長であると思う。そうでなければ、役所としてのガバナンスという観点からも、なかな

か厳しくなってくるのではと思う。その点について、今回の処分は不十分であると思うがいかがか。

加藤総務部長

担当から話があったとおり、処分については、内容の実態の確認、他市等の事例、過去の処分等を勘案して実施しています。今、御意見をいただいておりますが、内容の実態を勘案し、これまでの対応と比較して、公平性を考慮し、今回処分に至ったものです。

桑島委員

他市事例であれば、昨年ふじみ野市で、国勢調査員に対する過支給があった。この件はどうなったか。他市事例というのであれば隣の市ぐらいは調べてやっているのか。

市川職員課長

その事例については把握していません。

桑島委員

どの事例を参考にしたのか。

市川職員課長

今回、近隣市ということで、川越市、狭山市、入間市、飯能市の4市から状況を聞いています。

桑島委員

これだけしか聞かずに判断しているのか。もっと広く、判例なども確認して決めたのではなく、その4市を参考にしてこの処分を決めたというこ

とか。どのような事例なのか伺いたい。

市川職員課長

事例といたしましては、国などの補助金について、会計検査などで誤りが判明した事案ということで確認しています。同種の類型の事案ということで、おおむね各市からそういったことで確認しています。

桑島委員

今回の会計検査において、県内4市が指摘を受けた。そのうち3市は事業者側に責任があるということで返還となった。この会計検査がどういった事例なのか詳しく教えていただきたい。本当に、原因が市の職員の懈怠であるものはあったのか。

市川職員課長

懈怠であったり、何らかの算定誤りや、事務処理を怠ったといった内容です。

桑島委員

皆さんが調べた中で、返還請求を行い、返還となったものはいくつあったのか。全て返還も求めず請求もしなかった事例か。

市川職員課長

事案としては、国から受けた補助を返すということですので、それぞれ市から国なりには返還をしています。支出した事業者からの返還ということであれば、事案により、例えば工事費の国庫補助などであれば、市から国への返還にとどまっていると思いますが、その点については確認できて

いません。

桑島委員

いかにも幅広い範囲で他市の事例を見ながらという説明であるが、本当に皆さんの判断が正しいのか言っていただきたい。そうでなければこの文書注意が的確かどうか判断できない。例えば川越市ではどういった内容でどういった処分をしたのか。

市川職員課長

川越市では、工事の設計費の中で対象外のものを算入し、結果としては補助対象外の金額が含まれていたということで返還になったと聞いています。もう1件は、補助金請求の計算過程で、金額を過大に見積もったということで、正しい金額に戻して返還になったという事例でした。

秋田委員

そもそも処分を決めるメンバーは誰だったのか。

市川職員課長

一般に、懲戒処分で考えた場合には、最終的に任命権者ですので、今回の場合には市長が最終的に判断するということになりますが、その過程において、職員サービス管理委員会というものを置いており、委員長は副市長です。委員の構成員としましては、教育長、上下水道事業管理者、経営企画部長、総務部長でございます。事務局は職員課です。そこで処分事案の妥当性を審議しまして任命権者に報告し、任命権者がその報告を受け、最終的に任命権者が判断する形になります。ですが、今回は懲戒ではなく文



書注意ということですので、この服務管理委員会での審議は受けずに任命権者の判断という形を取っております。

秋田委員

先ほどの話の中で、給料が今回の処分で一段階下がるという話だったが、それは部長職のことか。特別職も当てはまるのか。

市川職員課長

一般職につきましては、まず人事評価の判定が下がりますので、それによって勤勉手当の支給が減額となってまいります。また、最終的にはそれがすなわちということではないのですが、今は昇給については人事評価の成績をもとに判定をしておりますので、それが昇給に影響を及ぼす可能性があるということです。特別職につきましては、そういう仕組みがありませんので、勤勉手当ではなく期末手当として受けていますので、結果としては特段影響が及びません。

秋田委員

給料が一段階下がるから、その下がった分で後々手当てでもするのかと思ったので質疑した。というのも、東京都議会でも問題になっているが、豊洲市場の問題で100条委員会だとかあるので、きちんとやっていった方がよいと思い、そういったことも考えて、部長や特別職が後々補填するのかと私は思った。結局そうしないということは、所沢市民は国税も払っていて、市民の税金で払うということは二重払いということではないのか。

桑島委員

結局この処分は誰が決めたのか。先ほどから話をそらして、聞いたことにちゃんと答えるべきだ。誰がこの処分の原案を作ったのか、そのメンバーを全部言っていたきたい。

市川職員課長

最終的には市長の決裁ということでして、職員課が人事担当をしておりますので、職員課において起案をし、最終的には任命権者である市長が判断をしたということです。

桑島委員

副市長は関与しているか。

市川職員課長

副市長もラインの中におります。

桑島委員

どこの法治国家に処分される人とする人が一緒の法治国家があるのか。なぜ処分される人が処分を決定するところに入っているのか。これはなぜ外さないのか。自分の処分を厳正にできると思うのか。どういうプロセスで市長にあげたのか、誰が持っていったのかははっきり言っていたきたい。

市川職員課長

決裁を伺ってまいりましたのは私で、市長に最終的に伺いました。おっしゃるとおり、今回副市長は当事者ですけれども、最終的な決裁は市長にいただくということで、そこはあくまでもラインの中の一人ということで

決裁をいただきました。

桑島委員

あなたたちの内部規律はどうなっているのか。処分される人間とする人間が同じところにいるなんて聞いたことがない。なぜそれを副市長のところへ持っていくのか。副市長は処分対象なのに、処分される人が処分する内容についてラインでやりますからというのはどういうルールになっているのか。どういう内規や要綱でそれをやっているのか。

市川職員課長

特にその内規はございません。今回は先ほど御説明申し上げたとおりです。

加藤総務部長

今回、該当の副市長は決裁のラインということですがけれども、一応担当で原案を作りまして、最終的には市長決裁をいただくということで、そのラインの中で決裁をいただいたものです。

桑島委員

私が聞いているのは内部統制ルールの中で、処分される対象の人がそういうラインに入るというのは、そういうルールになっているのか、そういう規制がないのかということだ。要綱なり、そういうルールなのかということを確認している。何度も言うが、自分の処分が回ってきて、制度上はそれを突き返すことができる。こんな制度が内部統制上あっていいのか。他市も同じようにやっているのか。ここは法治国家なのか、この点について

て部長の見解を伺いたい。

加藤総務部長

その件については、もちろん決裁をあげる前にも事前の協議を行ってお  
りまして、それが当事者の決裁の時点で戻されるというようなことではな  
く、その前にどういった処分にするということについては意思の確認を行  
ってから起案文書をあげておりますので、それは該当者で突き返されると  
いうことはありません。

桑島委員

まず入れることが間違っている。議会だってそういう時は出ていっても  
らう。協議者に副市長は入っていたのか。

加藤総務部長

入っております。

桑島委員

こんなもの処分と言わない。自分の処分を自分で決めるなんて法治国家  
と言えない。権力の牽制が働かないではないか。当市は副市長が1人しか  
いないので、その時に除外するという判断をなぜ部長はしなかったのか。  
部長の責任も問われる。処分対象者が入っているのだから、副市長に遠慮  
してくれというのが法治国家の原則だ。

加藤総務部長

結果的に処分対象者が協議に加わったことにはなりますが、実際協議の前  
はどういう結果になるかということも確定していない状況ですので、そう

いう要素があつての事前での協議ということです。

桑島委員

委員長、副市長を呼んでいただきたい。副市長にどういう意図だったのか直接聞きたい。

青木委員長

副市長を呼んで説明を受けることでよろしいか。

(委員了承)

休 憩 (午後2時45分)

(副市長入室)

再 開 (午後2時51分)

荒川委員

先ほどの質疑にあつたが、処分する側と処分される側が同じテーブルにいるのはいかななものか。

大館副市長

まず、今回このような事態を招いてしまったこと、当時の所管部長として管理不行き届きであった点もありまして、本当にお詫びしたいと思えます。本当に申し訳ありませんでした。今の件ですけれども、処分をする時に一緒にいたかどうかというところについては、処分を決める時には一緒にいませんでした。処分を決める時といいますか、自分の時に何をしたかといいますと、今回の事態に対して処分が必要だという時に、所沢市の場

合は会計検査院の指摘によって返還をしたことが、一度平成24年に約2万円のものがありました。それに対し処分をしたというケースがなかったものですから、処分をするに当たってはこれまでのいろいろなケースを考えて決めていくことになると思います。そういった時にそういうケースがなかったものですから、近隣市も含めて、こういう会計検査院の処分・指摘に対する返還金ということでどんな事例があったかをしっかり確認した上で、処分を決めてくれということは発言をしました。自分の処分に対して、こうしてくれということとは言えない立場です。

桑島委員

先ほどの担当者の話では、結局協議の場にいらっしゃったということだ。もつという、そういう協議の場を設定する時に、当事者を外すかどうかの内規はないのか聞いたが、そういうものはないという答えだった。それもおかしいと話していた。当然、今の話では、ふさわしい言い方ではないかもしれないが量刑については、副市長が遠慮して外れると言ったのか。

大館副市長

外れるといいますか、自分が携わっていた時には、処分はどうするかという相談でした。最終的には当然これは処分をするのは市長ですから、そういう調査、事例研究をした上で、市長と相談をして、こういうものがよいのではないかとということで、決裁があがってきたということです。

桑島委員

違和感があるのは、そうであっても一応決裁は遠慮したほうがよかったのではないかと思う。そのあたりは副市長としてどういう判断をしたのか。

大館副市長

決裁のラインで考えますと、ある意味それは自戒の念と言いますか、それも多分にありました。おっしゃるとおり、自分に対する処分にということであれば、本来はそこから外れて次の上にいくべきだったと、今の御指摘のとおり考えてはいます。

桑島委員

当市は副市長が2人いないので、今後こういう時に関しては内部的なルールを決めなければ、外形的に見れば裁く人と裁かれる人が同じところにあるというのは説得力がない。もっと言えば、はっきり言って今回の処分も甘いという印象だ。それについては今後どのように変えていくのか。

大館副市長

御指摘があった処分する側とされる側というケースが、たしか今までなかったと思います。私は部長から特別職になり処分する側にいましたが、逆に、例は適当かわかりませんが、総務担当のラインからいってもそういうケースが生じる可能性はあります。そのことから考えますと、今の御指摘のとおり、一つのルールとしてこれから考え直していきたいと思えます。

荒川委員

先ほどまでの議論の中で、一般職の場合は処分を受けると一段階下が  
り、勤務手当などいろいろなところに影響するが、特別職の場合はそれが  
ないと聞いたが、この点についてはいかがか。

大館副市長

それについては、自分として、担当者がいないという話をしたとすれば、  
そのとおりかと思います。自分としてはよく承知していないというのが正  
直なところでは。

島田委員

確か昨日の答弁の中で、一般職員が伸び伸びチャレンジしていく中では  
という発言があり、私も同感な部分があるが、そうであるならばその責任  
をとるのは長だと思う。そういったガバナンスという観点からも、今回の  
処分は副市長としてどう感じているのか。

大館副市長

ガバナンスの点から申しますと、昨日の場合答弁が不足していたかもし  
れませんが、1点は職員に対しこういう事態が起きたということと、その  
再発防止のために注意喚起も含めてしっかりやっていかなければならな  
いということがあるかと思います。それについては、12月には部長が自  
分の部の中で、私も各所管のトップが集まる政策会議の中でそういう話を  
しました。市長も全庁的に注意喚起をしました。それだけではなく、もう  
1点は再発防止ということで、所管の部長から説明があったかもしれませ  
んが、単に注意喚起だけではなく、以前議会からの御指摘を受けたカルチ



ヤーパークの件もありましたが、やはりそれをしっかり見える形でどうしていくかも大事だと思っております。そのあたりもやっていき、その上で今の御質問の、今回の私に対する処分についてどうかということですが、これについては自分がよし悪しを判断するのは難しいというのが正直で、先ほど申したとおり、近隣のそういう事例を見ながら処分を受けたということだと思っております。

青木委員長

ここで副市長は退席してよろしいか。

(委員了承)

(副市長退室)

桑島委員

もう一度確認だが、近隣の川越市の処分事例は具体的にどういうものだったのか。

市川職員課長

川越市におきましては、会計検査院からの指摘ということで、工事関係の国庫補助について、その設計費の積算上対象外の者を含めて補助を受けていたということが明らかになり、返還したという事例です。

桑島委員

対象職員の処分はどうだったのか。

市川職員課長	川越市ではこの事例については訓告ということで、これも地公法上の処分に当たらない文書注意と同様の形態だと認識しておりますが、それを関係所属の上司に当たる者に対して行っているということです。
荒川委員	副市長の処分を決める時には、副市長も一緒にいたのか。
加藤総務部長	最終決定については市長の判断になりますので、その段階ではおりません。
荒川委員	その前には副市長の決裁が必要なわけで、この処分は副市長のいるところで決めたということにならないのか。
加藤総務部長	決裁のライン上では市長の前が副市長になりますが、最終的に結論というのは市長の決裁になりますので、市長の決定ということになるかと思えます。
桑島委員	今聞いているのは、最終的にはもちろん市長の決断だが、処分の内容を決める時に副市長がいたのかということだが、いかがか。もともと懲戒処分を決める委員会があるのにそれを発動しないという意思決定は誰がしたのか。話さないと決まらないことで、それをした上で懲戒かどうかが決めるのだが、それを開くかどうかの判断は誰がしたのか。

加藤総務部長

まず、最終的には処分の決定の内容について妥当であるかということ  
を  
サービス管理委員会から意見をいただきます。所掌としますと、懲戒処分の妥  
当性を判断いただいておりますので、事前の協議でそこまでの処分には該  
当しないということで、今回はサービス管理委員会を開催しておりません。

桑島委員

そのサービス管理委員会を開催しないという決断を協議したのは誰なのか。  
それを腹案して起案し、その結果、内部的にはサービス管理委員会を開催する  
に当たらないとした協議決定者は誰なのか。

加藤総務部長

どんな処分が妥当であるかということは、市長に報告をしまして、その  
内容がそのサービス管理委員会の所掌に該当するかどうかということで、審議  
にかけるかどうかの判断をしております。

桑島委員

今の話だと、市長が決めたということでよいか。

加藤総務部長

サービス管理委員会にかけるかどうかの判断かと思いますが、最終的にはそ  
ういうことになるかと思います。

島田委員

そうすると、懲戒というのは初めからなく、それ以外の形でやっていこ  
うと決まったということか。

加藤総務部長

そういうことではなく、結論として懲戒に該当しないということです。  
懲戒に該当するのではないかということになりますとサービス管理委員会に  
諮る必要があります。最初から、懲戒に該当しないから必要ないというこ  
とではありません。

**【質疑終結】**

**【意見・採決保留】**

休 憩（午前3時5分）

（説明員交代）

再 開（午前3時9分）

○議案第1号「平成28年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」当委員会所管部分（財務部所管部分）

**【補足説明】**

加藤財務部次  
長

旧所沢コンポストセンターの活用にあたって補足説明を申し上げます。  
旧所沢コンポストセンター周辺は「所沢市街づくり基本方針」において土地利用転換推進エリア「松郷工業団地周辺地区」に位置しており、既存の工業団地を核として、複合的な土地利用を目指し検討を進めてきたところでございます。

こうした中、旧所沢浄化センター跡地への（仮称）ところざわサクラタウン建設計画がきっかけとなり、COOL JAPAN FOREST 構想において、同敷地の活用策として、地元産業のPRにつながるマルシェなどを設置する計画が検討されたことから、当事業を実施するものです。

**【質 疑】**

荒川委員

45ページの下段について、今回補正予算に計上して、いきなり繰越明許となっているが、本当に計画的でないというか、思いつきでやったような感じがする。COOL JAPAN FOREST構想があるが、その先が全然見えてこない。例えば総合計画であれば、基本構想があり、基本計画があり実施計画がある。今回は構想のままでどんどん具体的に、小出しにしているが、果たしてこのままでいいのかと疑問に思う。

ベンゼンは東京都の豊洲の件で、あつてはならないものであると学んだ

が、ガソリンがあるということは、ベンゼンもあるのか。

吉田管財課長

今回の地歴調査で判明したのは、ガソリンの保管庫があったということで、ガソリンの保管庫がある場合はガソリンに含まれるベンゼンについても要調査となります。あるかないかについては、土壌調査を行わないとわかりません。

荒川委員

多少なりとも出てきた場合は、完全に除去するという事か。

吉田管財課長

ベンゼンについては、基準値を国が定めており、基準値を超えた場合は除去が必要になります。

荒川委員

参考に、基準値を教えてください。

吉田管財課長

手元に資料がありませんので、後ほどお答えします。

休 憩 (午後 3 時 1 5 分)

再 開 (午後 3 時 4 5 分)

吉田管財課長

先ほどご質疑のありました環境省の定めるベンゼンの基準でございますが、検液 1 リットル当たり 0.01 ミリグラム以下であることござい

ます。

**【質疑終結】**

○議案第1号「平成28年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」当委員会所管部分（産業経済部所管部分）

青木委員長

産業経済部から、補足説明をしたい旨依頼があったがよろしいか。

（委員了承）

（経済産業部入室）

**【補足説明】**

村松産業経済  
部長

今回の返還金について、先ほど来、株式会社埼玉ブロンコスに請求をすることもお願いすることもできませんと説明申し上げてきましたとおりでございますが、さまざまなご意見がありますことから、本日伺いましたご意見等については、早急にブロンコスに伝えさせていただければと考えています。

**【質 疑】**

秋田委員

いつ考えが変わったのか。

村松産業経済  
部長

本日さまざまなご意見を伺い、市民のご理解をいただくにはそれが必要であるということで、ただ市としては請求するという立場には立てませんが、いろいろなご意見があったことについては伝えていかねばならないと考えたものです。

島田委員

請求するといってもその後どうなるかわからないし、例えば幸手市のよ



うに、一旦はやるが後に事業者へ請求しますというような確約が取れているわけではないので、中途半端というか、うやむやにされてしまうと、これまでの議論が台無しになってしまう感じがする。急に言われても対応に困ってしまう。ただ単に、請求をしてみるということか。

村松産業経済  
部長 請求はできないのですが、本日皆さんからいただいたご意見をお伝えさせていただくという形になろうかと思えます。

秋田委員 考え方が変わったのは今であるということであるが、それを考えたメンバーは誰なのか。副市長が出てきて変わったのか。

村松産業経済  
部長 副市長とはその話はしていません。請求、お願いはできないという立場に変わりありませんが、本日皆さまからさまざまなご意見をいただいていますので、そのことは伝えていきたいということです。

秋田委員 質問はしていたが意見は誰も言っていない。なぜ急に変わってしまうのか。ここまで休憩を挟んで6時間ぐらいこの話をしていた中で急に変わるということは、余程のことがあったのではないか。

村松産業経済  
部長 今お話ししたとおり、さまざまなご意見を伺い、お伝えしていくことが必要なのではと考えたものです。

桑嶋委員

ここで休憩を取り、電話をして伝えてもらいたい。その反応で、返す気がないということであれば、議案に反対するつもりである。

青木委員長

これから伝えても、結果はどうなるかわからないということか。

村松産業経済  
部長

今の時点ではわかりません。

休 憩（午後 3時52分）

再 開（午後 4時31分）

柳田商業観光  
課長

先ほど、埼玉ブロンコスに電話をしましたが、事務員の方しかいませんでした。本日中に、社長の方から商業観光課に連絡するように伝えるところです。

**【質疑終結】**

休 憩（午後 4時32分）

（説明員交代）

再 開（午後 4時34分）

○議案第1号「平成28年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」当委員

会所管部分

**【意見】**

荒川委員

日本共産党所沢市議団を代表し、反対の立場から意見を申し上げます。

COOL JAPAN FOREST構想事業は、市とKADOKAWAの共同プロジェクト事業といいながら、いまだに海のものとも山のものとも判然としない中で、市が周辺整備事業として次々と動き出しています。

しっかりとした計画を示した上で具体的な予算を提案すべきで、構想が思惑どおり進捗しなかった際のリスクも、十分踏まえた提案をしていただきたいということです。雇用再生基金市町村事業費補助金返還金について、市のミスで生じた国への返還金を市民の税金で穴埋めする今回の提案は、市民の理解は得られないと思います。市民に迷惑をかけない処理を検討すべきです。

島田委員

民進ネットリベラルの会を代表して、議案第1号平成28年度所沢市一般会計補正予算（第5号）に反対の立場から意見を申し上げます。

反対するのは、埼玉県ふるさと雇用再生基金市町村事業費補助金返還金についてです。今回の返還金は、市職員の不注意から本来補助金を支給してはいけないものを支給し、そのことを会計検査院に指摘され、返還するものです。

反対の理由は、主に3つあります。

1つ目の理由は、このままの形では市職員の不注意から発生した返還金を、市民全体で責任を取らなければならないかという点です。確かに、職員がミスを犯し、補助金の返還金等が発生したらすべて職員が責任を負うべきだ、というつもりはありません。しかし、逆に市民全体でなぜ責任をとらなければならないのかというとき、市民が納得するような相当な説明責任を果たさなければならないのではないのでしょうか。今回、当時の担当部署の責任者4人に懲戒に当たらない文書注意が出されましたが、これで市民が納得するとは到底思えません。

2つ目の理由としては、なぜ、補助金支給先のブロンコスにだめ元でも返還金を求めなかったのか、という点です。このことも市民から見れば、まずやるべき手続きは、ブロンコスに返還を求めるべきで、仮に市民からブロンコスに返還要求もせずにその請求をなぜ市民全体にしてくるのか、という質問をされた場合も、これも到底説明ができないのではないのでしょうか。

3つ目の理由は、県の責任は本当になかったのか、という点です。質疑を通してわかったことは、市は県に実績を毎年報告していたわけですが、本当に県にも責任がないと言えないか、そういう点で考えます。

さて、今回の議案をとおして、今後の市職員のガバナンスも大変危惧しています。まず、議案提出から今日までの市長の対応にも疑問を抱かずにはられません。今回、当時の担当だった市民経済部長、課長4人には議

案が提案された後の2月24日に処分が下されました。常識的に見て、せめて議案が提案される前に処分を下してから提案すべきではないでしょうか。また、処分の重さにも疑問を抱かずにはられません。金額が大きかった、かつてハナミズキ通りの国への返還金の際には、担当課長など3名に懲戒に当たる戒告の処分が下されました。今回の出来事は非違行為であること、また、金額が低いとはいえ、現在市職員の模範となるべき理事者であることを考慮すると、部下から見てどのように処分された4人を見るという形になるのでしょうか。

また、職員の処分を決める場に、処分の対象である副市長自らが関与していることも疑問をとおしてわかりました。部下から見て納得できるシステムなのか、甚だ疑問です。これを機に、職員のガバナンスのあり方の再検討をすべきということを申し添えて、意見といたします。

松崎委員

未来を代表し、反対の立場から意見を申し上げます。埼玉県ふるさと雇用再生基金市町村事業費補助金返還金247万5,000円について、補助金対象の範囲が目まぐるしく変わるなど、業務が多忙な中で生じたという経緯がわかりました。しかし、そこで発生した損失を、最初に市民に負担を求めるのはなじまないと考え、県や事業者との調整を図りなおすことを求めます。一方、今後の職員の処分時の方針として、処分対象者が処分を決定する会議体への参加及び決裁ラインから外れることを、事前に規程等で定めることを求めます。以上、処分に対する運用方針の厳格化を求め

桑島委員

ることも合わせ、反対の意見とします。

議案第1号平成28年度所沢市一般会計補正予算（第5号）に反対の意見を述べさせていただきます。

今回は、61埼玉県ふるさと雇用再生基金市町村事業費補助金返還金247万5,000円の返還という予算に反対のため、議案第1号に反対するものです。

この事業は、審査の過程で、担当部長が認めたように、市の業務上のミスにより、本来払ってはいけない補助を誤って給付したことが、会計検査院の指摘により明らかになったものです。

市としては、補助先に過支給した分については、返還をお願いしないということで先ほどまで説明がありました。しかし、今回の場合は、いわゆる補助金の過支出に類型化される事例であり、本来であれば、補助先に過支給の返還をお願いすることが必要であります。

実際に、補助金の事務上のミスによる過支給の事例は多く、例えば、平成28年12月、熊本市では、熊本地震による罹災証明証の発行ミスで、義援金や被災者生活再建支援金など7件の過大支給406万円を、被災者に返還をお願いし、被災者は同意し返還されました。

また、平成28年3月には、仙台市が医療費助成制度と東日本大震災の被災者医療費免除制度を誤って二重適用したため、1,279人に、医療費助成約3,200万円を過支出しました。仙台市は、この際も過支給を

受けた対象者に返還を呼びかけていたところです。

このように、震災被災者に対しても、返還をお願いしている事例が数多くありながら、過支給の返還を求めない行為は理解できません。

返還を求めることなく、市民の税金を市職員のミスにより発生した支出にあてることは市民には理解いただけません。

そもそも会計検査院は、国民の税金の使い方をチェックして、無駄にならないために検査を実施しています。今回もし、この議案に賛成した場合、せつかく会計検査院が指摘した無駄を市税で補填していることになり、会計検査が無意味になりかねません。

また、本案件を巡って行われた関係職員への処分の体制についても疑問が残ります。今回の処分対象者である副市長が、処分の起案文書に捺印する、あるいは、処分の検討プロセスに、除斥することなく参加するなど、内部のガバナンス体制の不備も明らかになりました。

さらに、審議を終結した後に、補足説明と称して、議案の提出の前提を覆す政策決定の変更が明らかにされました。本会議などでの説明と全く方向性の異なる補足説明であり、補足説明とは言い難い内容であり、この場で強く抗議するものです。本議案については、請求が出来ないと言っていた弁護士の見解をまず文章によってその論拠を明らかにしていただくことをまず求めます。続いて、補助金の返還が確定した後、歳入確定を待つて議案の再提出を求めるものです。

以上の点から本議案に反対をいたします。

福原委員

所沢市議会公明党を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。埼玉県ふるさと雇用再生基金市町村事業については、過去類がない大変厳しい審査となりました。まず、事業については一定の効果は確認できました。市が国にミス認めすべての返還をするという議案でありましたが、埼玉ブロンコスに対して返還のお願いをするとの補足説明がありました。しかし、それに合わせて、国が本来交付決定をしていることについては責任を考慮してもよいのではないかと、また、県に対しても同様に一定の責任を持ってもらう姿勢を示すべきであると申し上げて意見とします。

粕谷委員

自由民主党・無所属の会を代表して、議案第1号平成28年度所沢市一般会計補正予算(第5号)について、賛成の立場から意見を申し上げます。まず、市有地活用事業(COOL JAPAN FOREST構想事業)6,524千円ですが、市としても以前から計画性のある土地で、そこにCOOL JAPAN FOREST構想が出てきた話で、スピード感が優先される話で、当然しっかりとした予算建てで提案されているものと思われまます。

次に、埼玉県ふるさと雇用再生基金市町村事業費補助金返還金247万5,000円については、埼玉県から修正確定通知書が届いた以上、返還義務が生じてくると思います。この返還金については、所沢市としても責任の所在を弁護士に相談する等検討してきたものであり、その結果、株式



会社埼玉ブロンコスに対しての請求は、株式会社埼玉ブロンコスにとって違法性のないということであり、また、埼玉県に対してもチェックの過程で責任は生じないとのことであり、そのようなことから、この予算額に対しては適正であると思われます。なお、株式会社埼玉ブロンコスの請求について、今回の返還金が市税を取り扱うものであり、違法性はないというもの、早急に所沢市としてもお願いをしていくということであり、その対応に大いに期待するものであります。また、職員の処分に対しましても、非違行為ではないこと、また、過去の事例、近隣市の事例等を参考に判断したものであり、適正な処分であると思われます。しかしながら、処分を決める過程で、市民に誤解を招かないように留意していただきたいと思ひます。今後の対応については、再発防止策について見える形で行っていくということなので、期待するものです。以上のことから議案第1号当委員会所管部分については賛成します。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第1号当委員会所管部分は、挙手少数により、否決すべきものと決する。

散 会（午後4時46分）